

美容器具と医療機器

■ 美容器具(薬事非該当)

身体(肌を含む)の構造・機能に影響を与えないもので、単に美容(洗顔や化粧品を塗る動作の代用程度)を目的とするもの

生えている“毛”のみを物理的に切断するもの

■ 医療機器(薬事該当)

皮膚のシミ・ソバカスを除去、新陳代謝促進
毛根に作用して半永久脱毛するもの 等

→ 医療機器の定義参照